

# 向かい風

## 北村あやこの市政レポート [No.55] 2011年5月発行

★1950年桶川市生まれ。桶川南小学校、埼玉大学付属中学校、浦和第一女子高校、中央大学経済学部卒。★1990年、現在まで国会議員秘書。★1991年、市民派女性議員として当選。以後5回当選。★2009年市長選に敗退。現在も市政オンブズマンとして活動中。



### 一日も早い生活再建を

東日本大震災で亡くなられた方々のご冥福をお祈りし、被災された皆様にお見舞いを申しあげます。

5月の連休、被災地に桶川の野菜を届けに行きました。避難所は、仕切りもなく、たたみ半畳のカーテンで着替える生活。野菜不足や栄養バランスも心配です。仮設住宅と生活再建を、一日も早く、願わずにはいられません。

### 内部被曝から身を守ろう

原発は、いまだ放射能を出し続けています。どんなに科学が進歩しても制御しきれない核の利用は絶対に反対です。埼玉は中汚染地帯です。呼吸や水や食物を通して、体内に取り込む低線量の内部被曝は、咳、鼻炎、鼻血、頭痛などの症状がでるといわれています。雨に濡れない、マスクをするなど、防御の習慣づけが必要です。

## みんなが桶川のオンブズマンに

### 桶川は相変わらずの市民不在

2年前の市長選挙では、多くの方々の応援をいただきながら、桶川を交える力になりませんでした。お詫び申しあげます。

どんな立場にあらうとも、私の意思は変わりません。手段を選ばず選挙で流された流言蜚語、今も嫌がらせは続いています。それに屈しては、桶川は変わりません。まわりの将来を決める都市計画マ

## 上日出谷南区画整理の実態

### 赤字解消に市の税金を

#### 14億も投入

▽上日出谷南区画整理組合は、07年に50億円の資金不足に陥り、12億円の借金を抱えて、身動きが出来なくなり、新たに考え出したのが、賦課金です。

これは本来、組合員から公平に赤字分を徴収する制度ですが、土地区画整理法では、組合員の地権者数と土地面積割合で3分の2の同意が必要で、誰も清算金や減歩に上乗せする負担など賛成するはずがありません。

▽そこで、300㎡以下の地権者数(全体の8割)に賦課金を免除する特例を設けて総会決議にこぎつけました。しかし、法では「公平に賦課金を課す」とされていることから、一律300㎡分を市の補助金として、市民の税金を投入する事にしました。



理事の実態

土地区画整理法の改正を求める会 編

### 50億の資金不足の原因は？

▽赤字になった組合を救済するのであれば、赤字の原因を解明し、責任をはっきりさせ、市民に説明しなければならぬはず。

### 余りにズサンな組合運営

▽今、土地区画整理法第28条に基づき、組合員の10分の1の署名を集め、会計帳簿の閲覧を1年続けています。▽わかつてきたのは、余りにひどいズサンな会計処理、露骨な談合、会計規則違反(多量な任意契約)、無計画な工事と事業管理、▽現場の職員は実態がわかっていながら、市は公式に認めようとしません。区画整理事業に投入している職員は、3人から4人。人件費だけでも3億前後です。25年間で少なくとも50億円が投入されているのにと、この実態にただ驚くばかりです。

### 会計帳簿のズサンさの一例

- 会計帳簿にお金の出し入れがきちんと記入されていない。
- 理事会が開かれる毎に、食事がついてた。お寿司、うなぎ、天丼…。
- 総代では、お酒つき飲食で、設立後10年間で総額1千万円。他に視察で飲み食いや職員の接待も日常化。公金の意識がない。
- 保留地処分金や補助金を毎月転がし、延べ148億円の元金で利殖をしていたが、定期預金台帳がなく、金利の管理もしていない。
- 理事会にかけていない高額の随意契約が膨大な金額に上る。
- 工事検査せずに支払ったことも。

タープランの説明会は、4会場で40人が来ただけです。質疑応答はたった十分。私は、会場で説明会の継続と、市民の参加を増やす努力をお願いしましたが、ガンとして聞き入れられませんでした。

総合振興計画もコンサル頼み、市民の意見は無視、「子育てするなら桶川」の裏で、待機児童は百人を超えています。頼みの議会は、一般質問の時間を



自ら削り、加えて、答弁時間を制限する電光掲示板を設置する無駄遣いぶり。自らチェック機能を放棄し、自殺行為を繰り返しています。政治は人々のためにあるのです。皆さん、おとなし過ぎはしませんか。声を出してこそ民主主義です。黙っていたら、相変わらずの談合と利権政治と無駄遣いが続きます。一緒にオンブズマンとして議会を傍聴し、活動をしませんか。

▽この計画で市が組合に補助金を出すと、組合員一人につき204万円(300㎡分)を桶川市が負担する事になります。その合計は、14億8800万円！この組合は、これまでも12億2千5百万円の借金があり、毎年3千5百万円の利子を払っていました。その借金の半分を国が、半分を市が無利子で貸付け、組合は金融機関に全額返済をしました。しかし、お金のない市は銀行から借金をして組合に融通したので、現在も桶川市は、私たちの税金でその利息を払い続けています。また、焦げ付いてしまったら、市は国に返さなければいけません。

# 裁判報告

## 職員が請求書をねつ造 庁舎設計契約解除金709万円返還訴訟で新事実

▽09年6月に始まった、「709万円を市に戻せ」と訴えた裁判は16回。今年になって、やっと職員を法廷に引張りだしました。証人尋問では、業者から出されたはずの請求書は、職員が作成したと、判明しました。

▽左の資料は、支払いを709万円と確定した市の決裁に添付された計算書。辻本建築課長↓財務課長↓総務部長

↓助役↓市長の判があり、「松田平田の業務実績報告書の提出に伴い、総額802万2263円の提示があった。市の把握している実人数より少なく、県の算定基準を採用し、709万650円とした。」とあり、業務実績報告書には、出張した日付と日数の記録表と打ち合わせ記録が出されています。しかし、この日付けと記録は一致せず、確認する方法はありません。(市は記録をしないのです。)

↓工事検査室は、確認する方法もなく検査印を押しています。○この計算書を鑑定人に依頼したと

### 桶川市庁舎基本設計業務委託委託費清算金計算書

#### (1)松田平田設計からの提示

A 直接人件費			
技師長	30人	53,000円/日	1,590,000円
主任技師	4人	46,300円/日	185,200円
技師A	13人	40,100円/日	521,300円
技師C	14人	25,900円/日	362,600円
技師員	17人	21,500円/日	365,500円
以上合計			3,024,600円
B 諸経費			
諸経費率=1.0			3,024,600円
C 技術経費			
技術料経費率=0.25			1,512,300円
D その他経費			
視察バス代			78,750円
小計			7,640,250円
消費税相当額			382,013円
合計			8,022,263円

#### (2)市での再計算(埼玉県設計監理委託料算定基準による)

A 直接人件費			
技師長	30人	円/日	円
主任技師	4人	円/日	円
技師A	13人	円/日	円
技師C	14人	円/日	円
技師員	17人	円/日	円
以上合計			3,024,600円
B 諸経費			
諸経費率=			2,782,632円
C 技術経費			
技術料経費率=			871,084円
D その他経費			
視察バス代			75,000円
小計			6,753,316円
消費税相当額			337,650円
合計			7,090,966円

ころ、業務時間を半日、1日に繰り上げ、客観性のない社内業務で金額を膨らませていました。しかもこの計算書を作ったのは建築課長です。

○監査請求の審査の記録では、松田平田設計は、市に提出したはずの802万円について、「数字も知らない。」と答えていたのです。

#### 【裁判の概要】

06年7月、秘密会で新庁舎基本設計業者に(株)松田平田設計を選定し、2715万円で契約。しかし用地が確保できず08年1月に契約解除、その後の清算とあと始末は隠された。

08年6月、故渡辺輝夫議員の一般質問で、709万円を支払った事が判明。市長は議会の責任追及を逃れるため議会にかけず、工事の出来高払いを採用した。(損害金は地方自治法で、議会の議決が必要。しかし設計図はなく、北村ら市民の会8人で09年3月、不可解な支出を監査請求し、却下された後、裁判になった。

#### 証人尋問から

原告「この委託費清算金計算書(左上の資料)は誰が作ったものですか。」

辻本建築課長「これは私かも知れない。大分前の話で...おそろく私だと思います。」

原告「(1)の技術経費率は、松田平田が提示されたものになるのでしょうか。」

「(1)そうですね。そうだと思います。」

原告「監査の会議録で、松田平田の社員は、802万の数字を知らない。」と言っていますか。

「(1)金額を出した事がないと言っているということですか。おそらく松田

平田が出したと記憶していますね。大分前の事なんで、ちよつと...」

ところが、この前にS工事検査室長が、次のように答えていたのです。

原告「これは(左上の資料)を見た事がありますか。誰が作ったのか、わかりませんか。」

「(S)これは検査ではなかったですね。下の部分を見た事がありますが、市での再計算とは書かれていませんでした。これは、松田平田の方でなくて、市の担当者が自分で算出したと、聞いています。実際の人工の確認はできていませんが、信用して認めました。」

## 市民不在が続く下日出谷東大型商業施設

▽下日出谷東区画整理事業は、900軒のうち630軒が移転をする超パブル計画で始まった区画整理です。ようやく見直しをしたと思ったら、相変わらずの市民不在です。

▽市長は天下り団体(社)まちづくり区画整理協会と組んで、3.5ヘクタールの商業施設の誘致を決めました。昭和29年から都市計画決定していた県道滝の宮線をカーブさせて新たに道路にかかった地権者の移転を迫り、スポーツグラウンドを廃止し、地権者から高い減歩率で土地を奪いました。

現在、余りにひどい仮換地に対して、裁判が行われています。

時の興津県都市整備部副部長(現桶川市副市長)が中心になって強引に進めた事が、県の記録に残り、真相がわかってきました。

▽この横槍のような計画は、違法性も指摘され、なかなか進みませんでした。今年4月、総合振興計画を変えた事により、用途の変更が可能になります。(これも市民不在です。)

▽組合に説明する1年前の07年、市が先行してまちづくり協会事務所で秘密にやったヒヤリングでは、不動産業者は大和商エリースのみ。土地活用に、スパ(温泉施設)、シネマ、カジノ、ボーリング、カラオケ、パチンコ、飲食店などが紹介され、出店者ヒヤリングに、トステムビバ、ユニ、イトーヨーカ堂、ベイシア、ヤオコー、セキチユー、マミーマートの7社が参加しています。

○実際に商業施設が出来れば、住宅環境が悪化し、ネオン輝くゲーム施設など、子育て環境を悪化させます。公共施設や福祉施設を併設しても、目的の異なる施設は、利用しにくく、地域のマイナスははかり知れませんが、また沿道の商業施設も商店街も壊滅的打撃を受けます。

○一方で組合(桶川市)は、他人の借換地先の隣接地を勝手に線を引いて敷地にし、容積率違反の76条許可の建物を5棟も認めるなど、法律違反をしています。

そこまでモラルが崩壊する理由は何なのでしょか?。

▽問題は、住居地域を商業地域に用途変更をすることです。この無謀な計画に、埼玉県の担当者も難色を示しましたが、当



**100万人を進行**  
6月11日 午後1時30分~  
港区芝公園 (23号地)

風と太陽で大丈夫  
原子力? さようなら!

東電の汚染水  
放射能9万ベクレル